

第 8 期介護保険料（案）について

- 1 第 8 期介護保険料（案）
約 5,600 円（基準額／月額）

【参考：第 7 期との対比】

No.	項目	第 7 期	第 8 期	増減
1	第 1 号被保険者数	323,003 人	336,385 人	104.1%
2	認定者数	56,286 人	59,314 人	105.4%
3	総給付費	約 828 億円	約 895 億円	108.1%
4	基金からの取り崩し額	約 9 億円	23 億円	255.6%
5	介護保険料で負担すべき額	約 210 億円	約 221 億円	105.2%
6	介護保険料 （基準額／月額）	5,600 円	約 5,600 円	—

2 第8期介護保険料算出に係る考え方（資料3-1①を参照）

■① 国・県・市・支払基金負担額

法定負担割合が決まっています。

■② 基金からの取り崩し額

「3（3） 財政調整基金」を参照してください。

■③ 被保険者数

柏市第五次総合計画の人口推計の男女別・5歳別の増減率を、被保険者数の実績に乗じて算出しました。

■④ 認定者数

令和2年度第3回分科会で御審議いただいた手法で算出しました。

■⑤ 利用者の割合

④認定者数の推計と同様の手法（平成29年度から令和元年度にかけてのサービス別・介護度別の利用者割合の増減率を抑えて、令和元年度の利用者割合を基準に乗じる）にて算出しました。令和2年度の利用者数（実績）は、新型コロナウイルス感染症により減少しているため、推計における基準にはしていません。

■⑥ 利用者1人1月あたり給付費

平成30年度に、介護サービス利用時の負担割合に3割負担が導入されました。また、令和元年度に介護報酬改定が行われました。年度により制度が異なるため、令和2年度の実績値を使用しました。

■⑦ 認定率

令和2年度第3回分科会で御審議いただいた手法で算出しました。

3 介護保険料の算定に影響を及ぼす主な要素

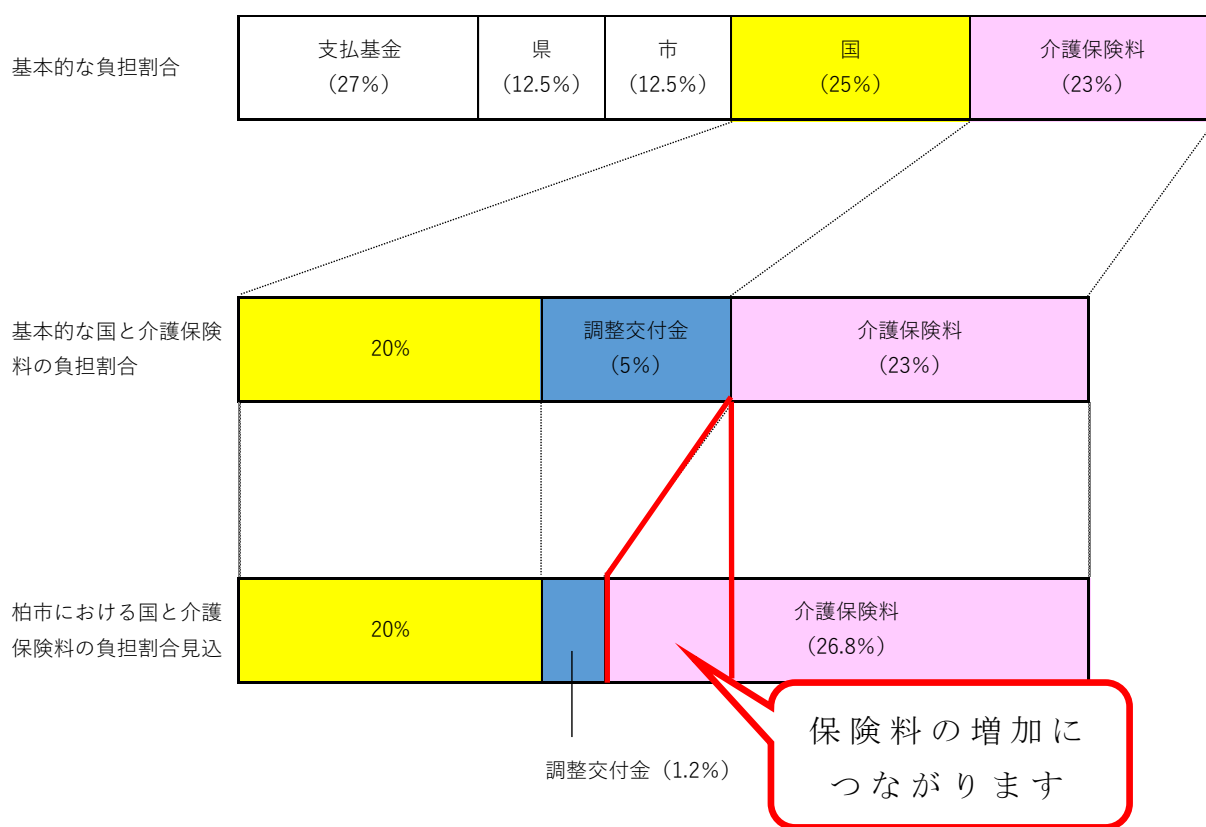
認定者の増加による給付費の増加以外にも、介護保険料に大きく影響を及ぼす要因が3つあります。

(1) 調整交付金

高齢者のうち後期高齢者の占める割合と所得段階別分布状況により、交付割合が市町村により異なります。

柏市の第8期の調整交付金の交付割合の平均は1.2%、介護保険料の負担割合は26.8%と見込みます。

【負担割合のイメージ】



(2) 地域支援事業費

ア 第8期の地域支援事業費の見込額

	事業費	上限超過額
地域支援事業費	約 53 億円	約 6 億円
① 介護予防・日常生活支援総合事業	約 32 億円	約 3 億円
② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	約 19 億円	約 3 億円
③ 包括的支援事業（社会保障充実分）	約 3 億円	0 円

保険料の増加
につながります

イ 地域支援事業費の上限を超過する額について

地域支援事業費には上限額が定められていますが、第8期は約6億円超過する見込です。そのため、介護保険料を約150円押し上げる計算となります。

（介護予防・日常生活支援総合事業については、個別協議を行い、上限超過額についても国等からの負担が認められる可能性があります。）

ウ 地域支援事業費が増加する理由

本市では、認定者に占める要支援者の割合が増加していることで、総合事業費が増加しています。・・・①

また、要支援者の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談件数や介護予防支援業務の増大に対応するため、地域包括支援センターの体制強化を行います。・・・②

これらにより、地域支援事業費が増加し、上限額を超過しています。

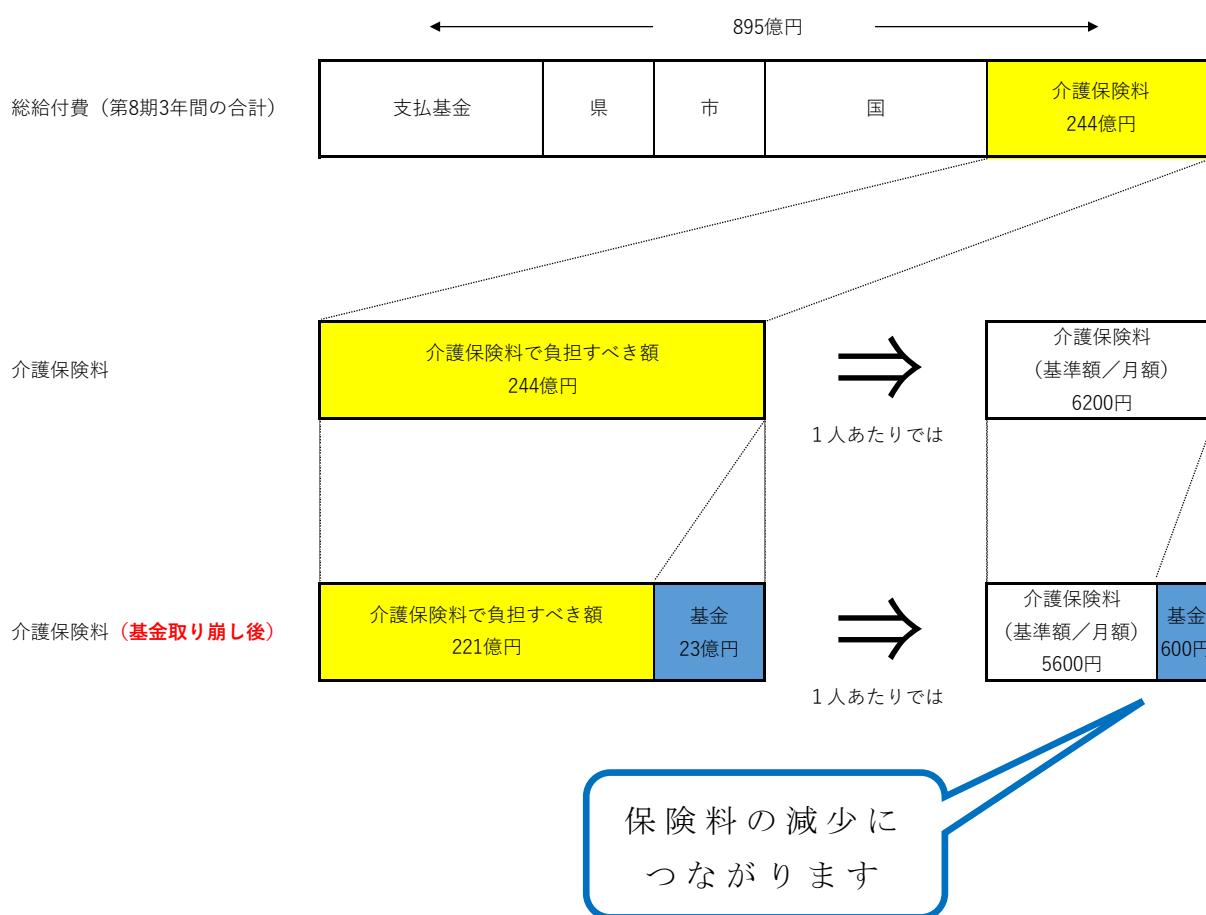
(3) 財政調整基金

第8期では、財政調整基金を23億円取り崩すものとして、介護保険料を計算します（令和2年度末の基金残高見込は約30億円）。

第8期の総給付費が、現在の見込みを大きく上回る推計で試算すると、介護保険料が約7億円不足する計算となります。そのため、第8期では、財政調整基金の残高見込の約30億円から約7億円を差し引いた、23億円を取り崩すものとして計算します。

基金を23億円取り崩すことで、介護保険料（基準額／月額）が約600円低減します。

【基金を取り崩すことによる介護保険料の計算方法のイメージ】



【参考】資料3-1②

5 所得段階について

(1) 所得段階別の第7期負担割合及び第8期の第1号被保険者数
本市の第7期の基準は、第11段階までが国の基準よりも低く、第12段階以上は国の基準よりも高く設定しています。

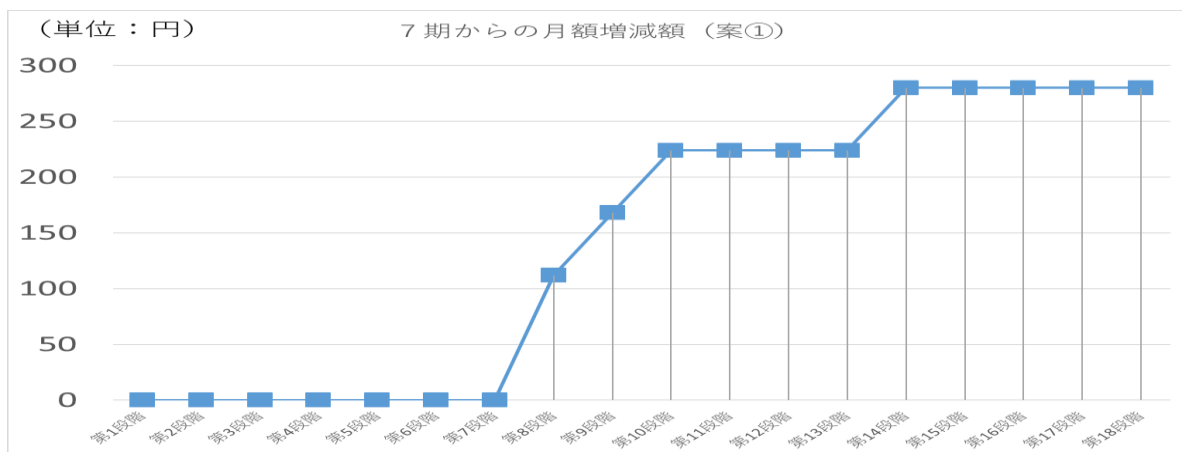
第8期における第1号被保険者数は、第1から5段階までで3年間で延べ18万人以上になり、50%を超えます。第1から9段階までで延べ30万人以上になり、90%を超えます。

段階	柏市基準			国基準		
	8期被保険者数 (3年間の合計)	区分	負担割合	負担割合	区分	段階
第1段階	49528	生活保護受給者等、年金+所得80万円以下（世帯非課税）	0.45	0.50	柏市基準と同じ	第1段階
第2段階	19067	年金+所得80万円超120万円以下（世帯非課税）	0.60	0.75		第2段階
第3段階	18197	年金+所得120万円超（世帯非課税）	0.70	0.75		第3段階
第4段階	52718	年金+所得80万円以下（世帯課税）	0.80	0.90		第4段階
第5段階	43051	年金+所得80万円超（世帯課税）	1.00	1.00		第5段階
第6段階	27741	所得100万円未満（本人課税）	1.05	1.20	所得120万円未満（本人課税）	第6段階
第7段階	36375	所得100万円以上150万円未満（本人課税）	1.10	1.30	所得120万円以上200万円未満（本人課税）	第7段階
第8段階	28353	所得150万円以上200万円未満（本人課税）	1.20			
第9段階	28555	所得200万円以上300万円未満（本人課税）	1.30	1.50	所得200万円以上300万円未満（本人課税）	第8段階
第10段階	13439	所得300万円以上400万円未満（本人課税）	1.45	1.70	所得300万円以上（本人課税）	第9段階
第11段階	6396	所得400万円以上500万円未満（本人課税）	1.55			
第12段階	3125	所得500万円以上600万円未満（本人課税）	1.75			
第13段階	1849	所得600万円以上700万円未満（本人課税）	1.85			
第14段階	1301	所得700万円以上800万円未満（本人課税）	1.95			
第15段階	964	所得800万円以上900万円未満（本人課税）	2.10			
第16段階	813	所得900万円以上1,000万円未満（本人課税）	2.25			
第17段階	2092	所得1,000万円以上1,500万円未満（本人課税）	2.40			
第18段階	2821	所得1,500万円以上（本人課税）	2.55			
合計	336385	—	—	—	—	—

(2) 第8期の所得段階別の負担割合（案①）

国の負担割合よりも低くなっている，第8段階から第11段階の負担割合を増やします。また，高所得の方に負担をお願いするため，第12段階以上も負担割合を増やします。

	7期負担割合	8期負担割合	増減
第1段階	0.45	0.45	-
第2段階	0.60	0.60	-
第3段階	0.70	0.70	-
第4段階	0.80	0.80	-
第5段階（基準額）	1.00	1.00	-
第6段階	1.05	1.05	-
第7段階	1.10	1.10	-
第8段階	1.20	1.22	0.02
第9段階	1.30	1.33	0.03
第10段階	1.45	1.49	0.04
第11段階	1.55	1.59	0.04
第12段階	1.75	1.79	0.04
第13段階	1.85	1.89	0.04
第14段階	1.95	2.00	0.05
第15段階	2.10	2.15	0.05
第16段階	2.25	2.30	0.05
第17段階	2.40	2.45	0.05
第18段階	2.55	2.60	0.05

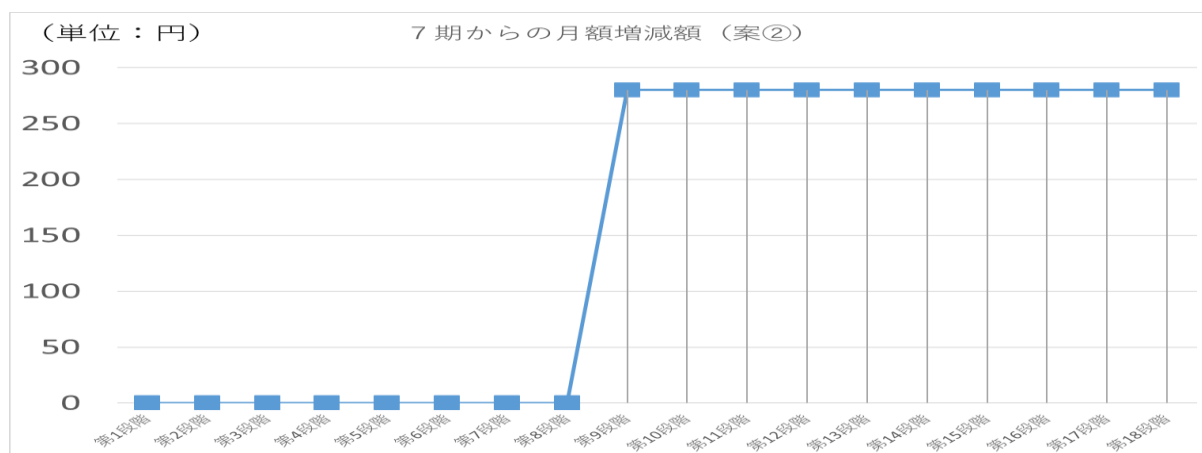


【参考】第8段階の公的年金等収入：260万～約310万円
 ※収入が公的年金等のみの場合

(3) 第8期の所得段階別の負担割合（案②）

高所得の方に一層の負担をお願いするため、第9段階以上の負担割合を増やします。

	7期負担割合	8期負担割合	増減
第1段階	0.45	0.45	-
第2段階	0.60	0.60	-
第3段階	0.70	0.70	-
第4段階	0.80	0.80	-
第5段階（基準額）	1.00	1.00	-
第6段階	1.05	1.05	-
第7段階	1.10	1.10	-
第8段階	1.20	1.20	-
第9段階	1.30	1.35	0.05
第10段階	1.45	1.50	0.05
第11段階	1.55	1.60	0.05
第12段階	1.75	1.80	0.05
第13段階	1.85	1.90	0.05
第14段階	1.95	2.00	0.05
第15段階	2.10	2.15	0.05
第16段階	2.25	2.30	0.05
第17段階	2.40	2.45	0.05
第18段階	2.55	2.60	0.05



【参考】第9段階の公的年金等収入：310万～約430万円

※収入が公的年金等のみの場合

(4) 保険料段階の改定について

案①	メリット	対象となる被保険者数が多いため、上昇幅はゆるやかで、第9段階から第13段階の上昇幅が縮小できる
	デメリット	第8段階が月額120円前後の負担増となる
案②	メリット	第8段階以下は負担増の影響が及ばないため、滞納割合を抑える効果がある
	デメリット	所得が多い層にのみ負担増とすることは、給付と負担の均衡の観点から保険制度に見合わない

以上を勘案し、案①の採用を検討しています。

6 未確定事項

令和2年11月19日現在、第8期における介護保険料基準額は約5,600円と見込んでいます。しかし、下記の未確定事項があるため、反映させたいうえで、次回の分科会にて提示します。

(1) 報酬改定

国から報酬改定に関する通知があり次第、総給付費（介護保険料）を見直します。

(2) 基盤整備

第8期中の介護施設の整備量を検討しています。整備量に伴い、施設系のサービス量だけでなく在宅系のサービス量の見込を変更することで、総給付費（介護保険料）を見直します。